

岐阜県公報

第 四 百 六 十 三 号
令 和 六 年 一 月 二 十 六 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

廃川敷地等の発生 建築基準法に基づく道路の位置指定 保安林の指定の解除の予定	(河 川 課) (建 築 指 導 課) (岐阜農林事務所)	三三 三五 三六
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会)	三七
施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更	(建築指導課)	三七
開発行為の工事の完了		

告 示

岐阜県告示第三十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称
木曾川水系水門川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和六年一月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置
大垣市丸の内二丁目九七番三
同 市同 二丁目九七番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 七八平方メートル

岐阜県告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 六 年 一 月 二 十 六 日

令和六年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
本巣市見延字一色一三二六番四、一三一七番五、同番八、同番九、一三一八番二及び本巣市所管法定外公共物(道路)	六〇〇	四・二五三	岐阜県指令 一六二号の 一	令和 五・一〇・三
羽島郡岐南町伏屋八丁目一四三番四	四・七 六・七	二七・五四	岐阜県指令 一一六号の 一	同 一・二五
瑞穂市田之上字仲町二二五番四、同番二の一部及び二三五番一の一部	六〇〇	一〇九・三	岐阜県指令 一四六号の 一	同 一・三三

中濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
美濃加茂市本郷町八丁目字一ノ口七一五番一四及び同市森山町二丁目字一ノ口七一五番三	六〇〇	七五・九	岐阜県指令 〇号の一一	令和 五・一〇・一八
関市下有知字南石神三六二八番四	四〇〇	二六・六	岐阜県指令 〇号の二三	同 一〇・一九
関市巾二丁目一六〇番四	四〇〇	七五・五	岐阜県指令 〇号の二二	同 一〇・二〇
美濃加茂市中富町二丁目字松葉一六三三番一四	五〇〇	二七・五	岐阜県指令 〇号の一〇	同 一〇・二四
加茂郡富加町羽生字石原一四七八番五九	六〇〇	七四・四	岐阜県指令 〇号の一四	同 同
関市巾三丁目九八番一九、同番二、同番九の一部、一〇〇番二の一部及び関市所管法定外公共物(道路)	六〇〇 六〇〇	四三・四	岐阜県指令 〇号の一五	同 一・二三

東濃建築事務所長

関市巾三丁目九八番一	六〇二	六四・三	同	同
関市小屋名字御堂前一〇五一番四	六〇〇	七二・三六	岐阜県指令 〇号の一八	同 三・二七
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字雨田四五二四番八	五〇〇	二七・五	岐阜県指令 〇号の一六	同 三・二五
加茂郡坂祝町黒岩字東野一四三二番一八	六〇〇	六三・三	岐阜県指令 〇号の九	同 同

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
恵那市大井町字柳ヶ壺一三三〇番一六の一部	六〇〇	六〇・三	岐阜県指令 一七号の七	令和 五・二・二
恵那市大井町字柳ヶ壺一三三〇番一六の一部	五〇〇	三三・四	同	同 同
中津川市中津川字松田二二六四番二二三七	六〇〇	一〇六・八	岐阜県指令 一八号の八	同 二・二七

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
山県市大字小倉字富山沖六一八の二五
- 二 保安林として指定された目的

公衆の保健
解除の理由
指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があつたので、その旨告示する。

令和六年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

所在地の変更

名 称	変 更 後	変 更 前
特別養護老人ホーム敬和園	加茂郡八百津町伊岐津志 2053 1	加茂郡八百津町錦織1220 6

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の三 令和 五・五・一一	瑞穂市穂積字野口八九三番一の一部及び八九三番一	岐阜県瑞穂市生津天王東町一丁目三〇番地 株式会社丸島工務店 代表取締役 島 戸 龍 史
岐阜県指令岐西建築第一 六三号の三 令和 四・七・二八	安八郡安八町南今ヶ淵字中筋四五七番一及び四五八番一	岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 鉄 心
岐阜県指令岐西建築第一 六三号の五 令和 四・一〇・六	安八郡安八町南今ヶ淵字河原四一〇番一、四一一番一、四二二番一、四二三番一及び四一四番一	岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 鉄 心

令和六年一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社